

第三十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第五号

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 伊能繁次郎君 理事 小笠 公昭君

理事 草野一郎平君 理事 宮澤 胤勇君

理事 飛鳥田一雄君 理事 石山 權作君

大森 玉木君 佐々木義武君

服部 安司君 藤原 節夫君

保科善四郎君 前田 正男君

牧野 寛泰君 緒方 孝男君

杉山元治郎君 田口 誠治君

山内 広君 山花 秀雄君

受田 新吉君

出席政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君

總理府總務副長官 佐藤 朝生君

總理府事務官 増子 正宏君

官房公務員制度 調査室長

自治事務官 柴田 護君

(大臣官房長)

委員外の出席者

自治事務官 (大臣官房総務課長) 長野 士郎君

自治事務官 (財政局財政課長) 松島 五郎君

自治事務官 (自治事務官) 萩原 幸雄君

産税課長

専門員 安倍 三郎君

二月二十日

總理府設置法の一部を改正する法律

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 昭和三十六年二月二十一日

案(内閣提出第四八号)

同月二十一日

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

〇久野委員長 これより会議を開きます。

總理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝總務長官。

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中公營院技術調査会の項の次に次のように加える。

内閣總理大臣の諮問に応じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

町名地番制度審議会

町名地番制度審議会

第十五条第二項中「職員」の下に「その他これらの附属機関に關し必要事項」を加える。

附則第四項中「税制調査会は昭和三十三年三月三十一日まで」の下に「町名地番制度審議会は昭和三十三年三月三十一日まで」を加える。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

海洋に関する科学技術に関する重要事項及び町名地番制度に関する重要事項について、それぞれ調査審議するため、總理府に海洋科学技術審議会及び町名地番制度審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

藤枝政府委員 ただいま議題になりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、總理府にその付屬機関として、新たに海洋科学技術審議会及び町名地番制度審議会の二機関を置こうとするものであります。

まず海洋科学技術審議会について申し上げます。

海洋は、國民生活、産業等に氣象その他を通じて深い関連を持っておりますとともに、動植物、鉱物その他未開発の資源を豊富に包蔵いたしておりまして、近時科学的、資源的あるいは國際的な観点からその重要性をとみに増して参り、世界の各國とも海洋の科学的究明と利用開発にその力を傾注しているところであります。

四面を海に囲まれ、海洋の科学的、技術的研究が特に必要と思われまますわが国におきましても、現状ではその調査研究が個々の分野においてはかなり進んだものがあるとはいへ、相互の有機的連絡と総合性に欠けるうらみが多いのであります。

従いましてこれらの弊を除き、海洋の科学的究明の基本的な方針を確立し、海洋に関する科学技術を総合的に推進する必要があるもので、この際總理府に海洋に関する科学技術の重要事項を審議するため、海洋科学技術審議会を設置しようとするものであります。

次に町名地番制度審議会でありま

す。

御承知の通り町名地番の混乱により、國民の日常生活上及び行政上多大の不利不便を生じておるため、これを整理することは急務であると存じますが、町名地番の変更は不動産の権利關係の公証との關係もあり、各方面の有識者の御意見を承つて慎重に対処する必要がありますので、町名地番制度についての根本方針を確立いたしたいと考え、總理府に付屬機関として臨時に町名地番制度審議会を設置しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんようお願い申し上げます。

〇久野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんのでこれを許します。石山權作君。

〇石山委員 まず最初に長官のお心持をお聞きしたいのですが、こういう書類形式ですね。これはあなたの方で総合的なことはこういう書類でやっているのかしらぬけれども、私のようにはじめにやっておる者に対して縦書きと横書きの書類が出るという事は、まことに困ることなんでしょうか、事務能率から見れば非常に複雑、複雑化する一つの要素になるわけです。それでこの横書きを見たのですと、初めて出たのが自治省から出た設置法、





見ますと、半月前の調査でありますけれども、公務員がこの雪害に要した費用というものは約五千円かかっている。それはなぜかという、屋根の雪を落としたけれども捨てる場所がない。道路にすつと雪が高く積もって、それをえつさえつと運搬して捨ててく

る。それからこういふふうになると海が荒れております。それで北海道の石炭は余っているというのですが、海が荒れて石炭が新潟や秋田の港へ入らな

い。ですから石炭飢饉、木炭飢饉なんです。そうすると物価はどんどん上が

がって行く。それで私の申し上げたい点は、地域給のような暫定手当は恒久的な一つの体系をなしておると思いま

す。しかし薪炭手当のような短い期間の場合でも、私はよほど考えに入れて

いただいてもいいのではないかと。これからだんだん気象の変化によって暖か

くなるのではなくて、中央気象台でも言っているのですが、恒例的にもとの

姿に戻っていくというのを指摘されておりますが、そういう点も一つ考

えていただきまして、十分研究していただきたい。ここに与党の議員の保料さ

んなどおられれば、一つ修正運動をしたいと思うのですが、事金のこととな

ると保守党の連中はそっぽを向くということがありますから、一つ私は良識

のある人事院、それをまたなおさらよく研究なさる総理府を頼みにして、今

度いい政府案が出ることを希望して

おきたいと思ひます。この点はこれで打ち切ります。

法施行法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。石山權作君。

○石山委員 総務長官に私は全体のおおらかな気持でお互い話し合ひが必要であるとすることは、宮城、皇居です。

われわれが皇居を造営するときは、少し拙速のきらいがあったのではないかと。もちろんあのときは、皇太子さんのいろいろな関係等がありました。

やはりあそここの場所がいいというふうな見解が大勢を占めて、あそこに造営になつたわけですが、あれから三年を経

過してみますと、東京都の交通難、あるいは工場の拡張、これは首都圏整備法などをやって疎開をなさろうとしてい

るのだが、それ以上にふえていっているわけですね。こういふのを見ますと、

ちょっと何か考え方を新たにしたいのではないかと。これを、われわれ担当委員会の一人として私は考えたわ

けです。もちろん文化あるいは工業の中心地である東京からうんと離れると

いうことは不可能かもしれません。しかしもう少し離れたような場所に、遷都というふうな言葉を今使っているか

どうかかわりませんか。皇居をどう移す。これは何か東京新聞にもついて

おりましたけれども、名前は忘れましたが、それに付随して政府の行政機関

をつけていく。もちろん政府の行政機関がついていく。われわれも行くであ

らうし、それから官立の学校等もその程度に疎開していい。そうすると東

京都といふのはよほど変わってくるのじゃないか、こういふふうな意見が雑誌等にも出ているわけですね。これは今までここに皇居を造営することもいい

というふうに思つた人、たとい無関心な人であっても、最近の大東京の膨張

ぶりを見ると、これは何とかしなければならぬというふうな考え方になつ

たと思うのです。どうしても政治、行政機関に付随したいわけの皇居とい

うものは、この際別な意味で考えてみて

もいいのじゃないか。もちろん皇居は今造営中だから、こういふ話もおかし

いものだと思つたけれども、それはそれとして、たとえば将来の大東京を

考えた場合、やはり今一応考え始めておく必要があるだろうと思つたので

が、政府ではそういうふうな話題はありませんか。

○藤枝政府委員 御承知のように今造営しておりますのは、御文庫といいま

すか、陛下のお住居の方でございます。いわゆる皇居の方はこれからのこ

とであります。御承知のように皇居造営審議会を設けまして、そうして慎重

に審議の結果、やはりあそこにと。ことになつた。もちろん一部分は行事

にお差しかかれない限り、一般に公開するような緑地帯を作りますけれど

も、なつたわけでございます。しかし一面において今お話のありましたように、たとえば商業の中心と政治の中心を分けた方がいいのではないかと、アメリカにありまますように、ワシントンとニューヨークというふうな分けて

た方がいいのではないかと。皇居造営審議会の御審議の中に、皇居造営審議会の御審議の中に

も、そういういふ御意見があること、皇居をほかに移したというふうな御意見があること

も、十分御審議の上あそこいふことに入れて、十分御審議の上あそこいふ

ことになつたわけでございますので、一応政府といたしましては、その皇居

造営審議会の答申に従つて現在のところを予定いたしておる次第でございます。

ただお話のような現在の東京都の都市交通の問題等もありますから、さ

らに実施の段階においては、それらもあわせてどうした方がよいかの結果に

なるかというふうなことも考えて参りたいと思つておられます。

○石山委員 私せんだつて品川から上野に行くのに自動車を利用いたしまし

た。そうしたらちょうど大手門のそばの方、つまり宮城をまわくして交通が

あるわけですが、朝の八時半ころでしたが、ほんとうに列をなして車が流

るごとき間断なく来るわけですね。ですから、それを横切ることが不可能だ

から、信号機があるわけでしょうけれども、この交通量といふものは大へんな

ものです。この交通量を考へてみると、私はしろうとだからよくわからぬけれども、やはり宮城を取り巻くところ

に問題があると思つたのです。これを突つ切っていく方法がない。縦割

り、横割りの路線も一つもないというところ、一つの難点があるところにある

のではないかと。皇居造営審議会の御審議の結果、やはりあそこにと。ことになつた。もちろん一部分は行事

にお差しかかれない限り、一般に公開するような緑地帯を作りますけれど

も、なつたわけでございます。しかし一面において今お話のありましたように、たとえば商業の中心と政治の中心を分けた方がいいのではないかと、アメリカにありまますように、ワシントンと

ニューヨークというふうな分けてた方がいいのではないかと。皇居造営審議会の御審議の中に、皇居造営審議会の御審議の中に

も、そういういふ御意見があること、皇居をほかに移したというふうな御意見があること

も、十分御審議の上あそこいふことに入れて、十分御審議の上あそこいふことになつたわけでございますので、一応政府といたしましては、その皇居

造営審議会の答申に従つて現在のところを予定いたしておる次第でございます。

ただお話のような現在の東京都の都市交通の問題等もありますから、さ

らに実施の段階においては、それらもあわせてどうした方がよいかの結果に

なるかというふうなことも考えて参りたいと思つておられます。

○石山委員 私はその道路建設の方はよくわからぬけれども、一般的に感情

て、それらの事情を十分考慮して配分をして参りたい、かように考えておる次第であります。

○石山委員 交付税の積算の中では、積雪の計数は見込まれておりますか。

○松島説明員 積雪についての補正をいたしております。

○石山委員 今度の雪害については、その計数はどのくらいの範囲をもって動きをうですか。

○松島説明員 積雪につきましても、普通交付税の補正は、長い間統計的に見ました場合に必要となりません経費を基礎といたしまして補正をいたしているものでございます。従いまして今回のように何十年来の大雪というふうな事態を必ずしも予想いたしておりませんので、今回のような特別のものにつきましては特別の財政需要をいたしまして、特別交付税をもって考慮いたしたいということで、各県からの御報告等をもとにいたしまして算定をいたしておる次第でございます。

○石山委員 私はあとこの点に關してお聞きしたいと思つて、自治庁が自治省に昇格をなさつた。われわれはいろいろなことを申し上げたけれども、一總の望みをもって自治省昇格案を見てゐるわけなんです。せんだつて私は今財政課長がおっしゃつた特交の問題について、雪害地方が財政当局に説明に参りたい、こう思つて行つてみましたら、局長さんの部屋は割合に一人前ぐらひでした。しかしあとの課員の――財政課へ私は参つたのですよ。私は財政課へ参つたら、何です。私の方の言葉でいへばこぼつきというのですが、人間と人間がついてゐるくらいです。あれでは地方から来ていろいろ

な陳情を申し上げても、あれではなかなか頭に――みんな優秀な人ですから、それは頭に入るかどうか。私ならば、一目見て非常に繁雑で、これではいい事務あるいは立案ができないのではないかと心配を持って歸つた一人です。それで自治省に昇格なさつたのですが、その人員とか部屋の数とかいうのは何ほか拡張されたわけですか。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

○柴田政府委員 石山委員がおいでになりましたときはいつか実は存じませんが、おそらく部屋割りがきまつて、あと移動する前だろうと思つて、な。お財政課につきましても、先般財政課が二つに分かれました、財政課が交付税課と財政課とに分かれました。それで部屋が広くなつておるわけでありましたが、ただ、今いろいろな作業が財政課で一括して行なわれておるもので、とりあえず部屋はそのままにして仕事をいたしております。その關係でお話になりましたような非常にごちゃごちゃした、きたないところをお目にかけたかと思つて、自治省になりましてから、人事院のあのビルの部屋割りの再割当というものがあつて、逐次目下棟相を新たにしつつあります。もとよりその辺に最近できておりますような近代的ビルではございせん。従いまして棟相を新たにしても知れておりますけれども、ごらんになりましたような状態よりは逐次よくなつてきてゐるというふうに考えております。

○石山委員 私の行つたのは二月の月初めかと思うのですが、部屋がえを

ていなくて、そのあとなさつたというなら別であります。あれでは私は能率は上がらぬと見て参りました。そして私のほかに雪害等の陳情と申しますか、そういうふうな人たちが行つても、立つてゐるところがないという工合で、私は各官庁でいろいろ陳情の用件とか、御相談を申し上げなければならぬ用件が、文部省であれ建設省であれ、それぞれあるだらうと思つてゐる。しかし自治省という名前がついてゐるだけ、地方の住民にとつては自治省が一番中心なわけでしょう。たとへば水道の問題にしても共管になるといふふうな工合になりま

すから、その御相談に行く人たちが、あの中ではないいろいろお話し申し上げたとしても、とても申し上げられないで歸るでしようし、狭いものだから、次の方が来ると遠慮を申し上げなければならぬという場面がたゞさんあるのではないかと。それでは下の地方の苦勞といふものが上まで上がつてこないといふことでは。肝心なあのあなたの方がそんな状態で、事務能率がどこかで遮断されるというふうな工合では、感心できないと思つて見て参りました。ですから私は前に毒舌調で、自治省になつたら、警官も消防も何もかにも一手に把握するくらいでない、自治省になるかいないであらう、こ

う言つておきましたけれども、そんなことはさておいて、やはり整備された形で、地方の自治体の首長なり議員を迎えるという態勢でなければいかぬのではないかと思つております。

ろん仕事ですから当然だと思つて、そのほかに地方議員といわれる県會議員を初め市町村會議員が来るので、これに対してどういふふうな指導をなさつておるか知らぬけれども、来る人たちは、どうも皆さんの方に陳情すると怒られるから、きようは自治省に行かないかわりに、かわりに先生の方で一つおいでになつていただけませんか、こゝろいろいろ意見がある。私は指導の仕方はいろいろあるだらうと思つて。何か理屈ばかり並べておつたから。お前たち一べん連れてくれれば五十万円かかるから、その分を特交から差し引いてやるぞといふふうなおどかし

の仕方をしているのじゃないかと思つる。そういう指導方針でもし地方自治を指導されるとすれば、まことに残念だと思つてゐる。やはり地方議員が来たらそんなのでなく、自治省頼むべし、そういう依頼感を起こさせるくらいでなくちやいかぬ。行くと思つてゐるから、代行でおれたちに行けなどといふふうなやり方をとつてゐるようではいかぬと思つてゐる。どういふ指導をなさつてゐるのですか。

○柴田政府委員 地方から見える陳情につきましても、一がいにするべてを非といふような態度はもちろんとつておられません。ただ通常事務的な陳情でございませば、理事者側がその要件を持つて参りますし、それだけで事は十分足りておるわけでございます。従いまして一般的に從來から事務的なものならば陳情といふふうなもので、なるべく書面だけで始末をしる、また必要があれば、理事者側で事が足りるものならば、理事者側で事を済ませてしま

え、議會側としましては、理事者側が出てきてまた議會が出てくるというふうな二重手間のことはやらぬ方がいいじゃないか、こゝろいふような一般的な態度で参つております。ただ、ただいまお話がありましたように、議會の方が出てくればすぐそれでは特交を渡らすとか何とか、そういうふうなけちくさいことは一切申し上げておられませんし、またやむにやまれぬものもございませぬし、われわれといたしましてはそれは親切に、極力丁寧にお話を承つておるわけでありませぬ。ただ一般的にそういうふうなことを言つておられますから、府県庁あたりではあなた方が行かれてもまたしかられるぞといふようなことを言われて、あるいは国会議員の先生方の方へそういうことを言われるのかもしれないと思つております。

○石山委員 私は理事者側の説明で事足りるといふふうな体制がきつてきていけば、地方の議員が上京なさることは反対でございませぬ。しかしそれでないといふふうな一般の習慣ができてゐるわけですね。陳情の度数が多くなれば、陳情者の数が多くなれば、ここに何がしのプラス・アルファの利益があるという算定がいつの間にかできてゐるわけですね。そういう習慣ができてゐる。こゝろいふ習慣を私たちがやはり徐々になくさなければいかぬと思つてゐる。陳情があれば、隠れていた事項も目の目を見る。陳情がなければ非常に必要なことであつても、それが浮かんでこないのだ、こゝろいふのであれは私はいけないと思つてゐる。今度の雪害についても、そういう意味か



が、御承知と思えますけれども、おとしから評価制度全般につきましても、直して見ると、固定資産評価制度調査会というものを設けて検討いたしておりますが、この評価制度調査会におきましては、家庭のこころい問題については個々の実態に合うようにより基準そのものを地域ごとにつくつたらどうか。先ほど申し上げました耐用年数一例をとりますと、耐用年数全国一律というのではなく、その基準を積雪寒冷地帯、あるいは鹿児島、宮崎のようないくつかの地域帯とすること、地域ごとに基準を作ること、実態に合わせるように努力していく、こういう意見が今のところ非常に有力な意見になっております。これは三月までに答申で出てくるわけでございますが、その結果を見まして、また将来の問題としては実情に合うように再検討を加えたい、こういうふうに考えておられるわけでありませう。

○石山委員 たとえば日本の国みだいに、ずっと北から南というふうに長い緯度にわたった国は、気候の変化、経済的な立地条件、それぞれがかなり違うわけですから、ですからこれを全国的に一律にプールのするということになる、やはりちょっと無理がある、こまかくすれば複雑でしょうけれども、実情に沿った数字が生まれてくるだろうと思えます。その考え方は私は正しいだろうと思えます。

ここで一つお聞きしたい点は、耐用年数を短縮してお考えになつていただいているようですが、この耐用年数も同じ東北といつても表と裏ではだいぶ違うということですが、これは塩分を含んだ雪というものがあるので

す。塩分を含んだ雪がたとえばトタン屋根の上に乗っている、これが一月も屋根の上に乗っている、これを半分にすれば、これは表と裏ではおそろく半分くらゐ違ふのじゃないか。片方が三年持てば片方が一年半くらいしか持たぬのじゃないかという事柄も、おそろく生まれてくるだろうと思えます。木材の場合もそうです。雨と雪では湿度が全然違うわけでしょう。雨はかわけばなくなるのですが、雪は一たん水になつてそれから蒸発するというような影響で、その間にはかなりいろいろな影響を材木等に及ぼしているのではないかと。耐用年数の問題は今でも研究していただいているだろうと思つて、この際もつと研究していただければ、短縮される方向に進む必要があるのではないかと意見でございます。

別個のお話でございますが、去年の人事院勧告によつて国家公務員はもう給与をいたしております。何べんも私には秋田市、秋田県の例を引いて言えはいかぬと思つておきますが、県では支給いたしました。しかし市町村ではまだ支給してありませんし、どのくらい支給したとしても、市当局、ましてや町村当局は明言を避けておられるのが実情でございます。この点に対しては皆さんの方ではどういふふうに国家公務員のごとき恩典を与えるように工夫なさつておられるかと思つて、この際聞いておきたいと思つておきます。

○松島説明員 昨年十月から国家公務員に実施されました給与改定につきましては、地方公務員につきましても同様な措置が講じられるように、私と

もいたしましたしては去る十二月の国会に、昭和三十一年度分の地方交付税の特例に関する法律という法律を御提案申し上げまして、交付税計算上、この給与を含みます各行政費目につきましても、給与改定を十月から実施したといふたし、また場合の増加経費を、法制上の言葉で申しますと単位費用の増額という形でもつて、法律の改正をお願いいたしましたのでございます。この改正法律案によりまして、通常は八月に普通交付税を決定するのであります。本年度分も八月中に決定をいたしておつたのであります。この特例法案におきまして再算定を行ないまして、一月の末日に再算定の交付税額を決定いたしました。なお十二月中には早急に給与改定を実施するところもあるであらうという配慮のもとに、一応改正法律によつて交付税を概算交付いたしましたが見込額の半分程度を概算交付いたしました。一月には本式に再算定を決定いたしました。差額を二月の九日に全額各市町村団体に交付いたしております。従いまして私どももいたしまして、この措置によつて、差額を二月の九日に全額各市町村団体に交付いたしております。従いまして私どももいたしまして、この措置によつて、差額を二月の九日に全額各市町村団体に交付いたしております。

○石山委員 県では今の措置でやれたらうが、しかし市町村段階ではまだやつておられない、これはどういふ事情でございませうか。

○松島説明員 私どもはその間の事情を詳細承知いたしておりますが、大體府県についても市町村についても同

じ考え方で、それぞれ国家公務員の給与改定に準じて行ない得るような財政措置をいたしたわけでございます。私どもも県においでしては市町村にものと県においでしては市町村にものと考へておられるのでございませう。たゞ市町村におきましては、団体によりましてベースの関係が、府県のようにほほどこの団体でも同じような水準というわけには参らないところも若干あつて、従いまして一般的な算定方法をもつては、団体によつては必ずしも十分でないところもあつたのではなからうか。これは推測でございますけれども、そういう関係、その他の事情でおかれては、私どもも考へておられますが、私どもも考へておられるところはなからうかと考へておられます。

○石山委員 一つの県と一つの市というものは、財政規模においてはおそろく格段の相違があるわけでしょう。ですから県ならばやり得るようなものであつても、市や町村、特に単位が小さくなる、ちよつとした金でもこれは大へんな負担になるわけですね。一人の人員費でも大へんな負担になる。県ならば三千名、四千名の世帯です。かやういふことが出てくると思つておられるかと思つておられます。たゞ赤字があつた、今度は黒字になつた、この黒字は極端に言へば一百万円であつた、こつちの黒字は市がなすにしろあつた、しかも財政状態からすれば、一百万円の黒字になるよりも、財政状態から、これは非常に悪いものかと思つておられます。しかしそれでも形式上から見れば、特交

もそういう関係で黒だといふふうに査定されていきますと、末端では私は非常に操作上困難を感じているのではないかと思つておられます。そういう事例等は十分勘案されて特交等の問題を処理なさつておられるかと思つておられます。

○松島説明員 普通交付税におきましては、少なくとも交付税全般を通じては、少くとも交付税を配分するとして同様にございませうが、個々の団体が赤字であるか黒字であるかというところを基準として交付税を配分するといふやり方は原則的にございませう。と申しますのは、団体によつて財政運営のいかんによつて交付税がよけいもあつたり、少くもあつたりといふことであつては、非常に不公平な場合が起るわけでございます。従いまして黒字だから交付税を交付しない、赤字だからその赤字を埋める分を交付するといふやり方は、原則として考へておられません。ただいま御質問のございました給与改定につきましては、少なくともこの団体も一定の方式に従つて給与改定を実施したとするならば、必要となるであろうといふ金額を、交付税の計算方法に従いまして計算をいたして交付するわけでございます。その団体が現に赤字であるか赤字でないかという問題は、一切その考慮の中に入らないわけでございます。なお特別交付税の配分については、この団体の財政事情というものはある程度考慮して参らなければならぬわけでございます。赤字のために給与改定ができない、しかも赤字再建のためにいろいろな努力をしておられるといふような団体につきましても、この特別交

もそういう関係で黒だといふふうに査定されていきますと、末端では私は非常に操作上困難を感じているのではないかと思つておられます。そういう事例等は十分勘案されて特交等の問題を処理なさつておられるかと思つておられます。

付税の配分をいたしておるわけでございます。しかしこの場合におきましても、たとえば雪害があった、そのために特に経費が必要であったとか、あるいは災害があった、そのために特に経費が必要であったというように、それぞれの項目に従って特別交付税を配分することといたしておりますので、ただばく然と足りないからとか足りるからというような判断のもとには、交付はいたしておらないわけでございます。

○石山委員 皆さんの指導は、窮屈の中でもよかったです。だんだん赤字の自治団体が減っているという事は事実です。非常に苦情を言っている地方団体もありますけれども、大勢としてはよくなっているという事は事実だろうと思えます。しかしこういふふうな今回のような雪害が出れば、その自治団体としては目に見えない費用がたかさんかかってくるのです。除雪費一つとってみても、これは大へんなものだと思います。私、新潟県の官公労の組合から資料をいただいたのですが、一軒の家でも四千元ぐらいかかった、こういうふうな言っておられます。地方団体としては四千元というものが積もり積もっているわけです。かなり積もり積もった形で、特に十万人から十万人の都市として交通機関を完備しなければならぬ、水で破裂した水道の修理をしなければならぬというふうな、いろいろな問題が出てくるだろうと思えます。こういう点を、この際皆さんの方でも十分考えていただいて、それぞれの税制の問題も活用してもらわないと、個人的に見ても今言った思いがけない三、四千円の出費

を受ける。地方団体としてもまたそういう出費によって赤字が出る。そのためにたとえば学校経費が節約をされる、PTA費でそれを補う、町村道の場合には砂利は持つてくるけれども、散布するのは町内でやれ。はなはだしこのになると砂利までも運ばされる。そうでなければ春の泥濘をば防くことができない、こういう現象が起きてくるだろうと思えます。そういうことが予想されます。当面の雪によって受けた各雪害はもちろんでございませけれども、雪の消えたあとで徐々に起きてくる、与える欠損というものも莫大なものだと思います。こういう点も十分御研究していただきまして善処していただきたい。私もこう見ているのです。自治庁から自治省に昇格した腕だめしは、今回の雪害をもって、省の方々がどういふふうな地方団体を御指導なさるのだらう、それでなければ、何も自治庁でよかつたのじゃないかというふうな声が出るようであれば、残念でございますから、一つ私の方でも地方団体についての経費の節約、事務効率を上げるように、われわれも十分研究して協力いたしますけれども、皆さんの方でもその点を十分勘案されて、天災によってこうむつた雪害地に対しては特段の配慮をいたいただくようお願いをいたしまして、質問を打ち切ります。

○緒方委員 関連してお尋ねしたいと思えますが、自治省は地方自治体の健全な育成のために努力していただかなくてはならないと思つていますが、私の前水道組合の問題で、厚生省並びに自治省の方にお伺いいたしました。問題の焦点は、水道組合が水源確保その他のために多額な起債を受けて、年間十億円の返済がある中で、四億も五億も、多いときには六億も起債償還費に充て込まなければならぬ。それが償還できるまでというものは、少々水道料金を上げてしまかぬ得ないという事態に立ち至つたので、何とかその起債の償還年限を延長してもらいたいという陳情があつたのです。厚生省の方へお話を申し上げたら、厚生省の方としてはできるだけ御要望に沿うように大蔵省とも折衝中であるし、多額な何十億というふうなお金を、二十年あるいは二十五年で償還償却をしなければという事は、これは非常に重要な問題であるからということで、厚生省の方は非常に同情的であるし協力的である。自治省の方に行つたならば、なかなかそう言わない。御要望はごもっともなところはありますが、これもいわゆる財源回収として新規事業に投資するのが有利であるか、あるいはまた現在作つておるところの運用を助長するのがいかに、なかなか検討を要するところだといふふうな、冷たい態度でありました。私は何も水道の問題だけを言うわけではありませぬ。私は福岡県から出ましたが、福岡県にいたしまして、毎年々の起債償還費は約二十億、ことしは二十三億か二十四億になると思つて、百十億か百二十億の税収、自己財源百二十億の中で、二十億に充てるといふことがいかに困難な問題であるかといふことは、想像にかたくないものがあるのです。二十億という金がまるまるではなくて、たとい半分でも行政方面に使用で

きるならば、公共事業にしても三分の一の負担額であるならば、二十億円なれば六十億円の道路の改良ができます。河川の改良ができますし、学校もできますし、幾多の事業運営、住民の福祉のために使うことができるが、何を申しまして、二十億円の純財源をそのまま借金払いと利子に取られてしまふというふうな状態になります。地方自治体もやりくりが大へんなことであらうと私は考える。これは何も福岡県だけではなく、各地方自治体の中で、やらなければならぬ仕事は山積し、さらばというて自己の財源は山積し、やむなく起債という借金の中で、それぞれの仕事をやってきたのが今日累積して、そうしてそういう苦境に立たされておるといふのが今日の実情ではなからうか。こういう問題の処理をはかつていかれるところに、今後の自治省の大きな仕事が存在するのではなからうかと私は考えます。起債の償還年限を大幅に延長されるよう、私が自治省に行つてお話を聞いたときのような、そういう冷たい態度でなくて、自治省が当面しておる困難をどう解決してやるかという、あたたかい、熱情のある処置を私は望みたいと思つております。自治省の御見解は先ほど申しましたように、新規投入の財源確保のために、少々地方自治体が困つても仕方がないといふお考えかどうかということ、一つお伺いしておきたい。

○奥田政府委員 具体的にどういふ案件でありますか承知いたしませんので、その問題につきましては今ここでどうだといふお答えは是非はいたしかねますが、推察をいたしますのに、おそらく自治省当局でお話いたしましたのは、水道事業というのは、大体起債を財源として独立採算制で経営する建前になっております。従いまして起債といふものと料金といふものとの関係を常に頭に置きながら、運営をしていくというところになるわけでございます。おそらくは一般経営、水道事業の経営問題、それから起債の利子の問題、そういう問題も兼ね合わせて、その事業については十分検討する必要があります。その事業については十分検討する必要があるのではないかと申します。あるいは違ふのかもしれないと思つて、聞いてみますけれども、地方債の元利の償還年限を延長するということは、御指摘の通り必要なことでございますし、私どもは在来からその方向に努力をいたしております。従つて当局がその公債の元利償還の年限を延長してくれという話について、頭からそんなことよりというふうなはずはないと思つております。おそらくは一般経営問題とのからみ合ひで、そういう話になつたのではないかと推察するのでございませぬが、具体的な問題はわかりませんが、役所に歸りまして聞いて参りますけれども、一般的にはいつときほどではございませぬけれども、地方債の償還額が地方財政を非常に圧迫しておりますので、何とか救済していくという格好で、数年前からどうして地方債の元利償還金を少なくするかというところに、全国的に一生懸命やつてきたわけでございます。現に逐次その成果は現われつつありますけれども、なおおっしゃいますように償還年限につきましては、特に事業債に

敷が一致していない、施設の耐用年数より償還年限が短いということが多々ございますので、これにつきましてはお話のような方向で大蔵省と大いに折衝しておるまっ最中でございます。従いまして御質問のように決して冷たいような態度で問題を扱うような気持はさらさらございませんので、誤解がないようにお願いしたいと思います。なおかりにもそういうような印象を与えたといえますならば、それは私たちの不徳のいたすところでございますので、深く反省いたして参りたいと思えます。

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和三十六年二月二十三日印刷

昭和三十六年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局